

日 銀 業 第 4 4 号
2 0 2 2 年 2 月 2 5 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正に関する件

オンライン担保差入先が地方債もしくは政府保証付債券の担保差入の申出を行う場合または比較対象公募地方債の適格性確認を行う場合には、「担保等適格確認書」によらず、日本銀行金融ネットワークシステムにより確認を行う旨を一層明確にする観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

<本件に関する照会先>

日本銀行 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ
堂本 (03-3277-1459)、玉木 (03-3277-3072)

「担保に関する細則」中一部改正

○ 第3号書式3頁および参考1記入例2の注を横線のとおり改める。

(注意) 1. }
2. } 略(不変)

3. オンライン担保差入先が地方債または政府保証付債券の担保差入の申出(比較対象公募地方債の適格性の確認を含む。)を行う場合には、本確認書によらず、日銀ネットの照会により適格性の確認を行う。

~~3~~4. 略(不変)